

和福障第3014号
令和4年3月29日
(2022年)

障害福祉サービス事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和3年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について、下記の内容をご確認いただき、対象となる事業所においては、所定の期日まで必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期限 令和4年4月15日(金)【郵送の場合は当日消印有効】
2. 提出方法 郵送または持参

3. 各種届出について

【I】従業者の員数等の変更に係る届出について(令和4年4月1日時点)

(1) 対象事業所

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、自立生活援助、短期入所

(2) 提出書類

令和4年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容について、令和3年4月1日時点または直近の届出時点と比較して変更がある場合は、下記の書類を提出してください。

- ①変更届出書(様式第3号)
- ②付表(サービス種別に対応したもの)
- ③勤務形態一覧表(別紙2)及び組織体制図(別紙2-1)
- ④資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更が分かる書類を添付)
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥運営規程

※④⑤については、令和3年度中に新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出してください。

【II】令和3年度平均利用者算定表及び平均障害支援区分算定表

下記のとおり、対象となる事業所はご提出ください。

i) 平均利用者算定表【別紙32】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助、短期入所

ii) 平均障害支援区分算定表【別紙31】

生活介護

【Ⅲ】「虐待防止のための措置に関する事項」の記載変更による運営規程の変更届について

(1) 対象事業所

運営規程に虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置を記載していない事業所

(2) 提出書類

①変更届出書（様式第3号）

②運営規程

「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載について

令和3年度報酬改定により、運営規程における「虐待の防止のための措置に関する事項」の記載に関する内容に変更がありました。以下の文例を参考にして作成をし、運営規程の変更の届出を行ってください。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置

※運営規程における従業者の員数について、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「常勤換算〇人以上（うち1人以上は常勤）」と記載することを可とします。なお、重要事項説明書における員数の表記についても同様の取り扱いを可とします。

4. 様式について

各種様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

各種様式：障害福祉サービス事業等の指定、変更・休廃止等（ページ番号1000838）

※「前年度実績に基づく基本報酬及び加算等に係る届出」については、別途お知らせ予定です。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
TEL：073-435-1060
FAX：073-431-2840